

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和3年8月18日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2100060号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2100033号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和60年11月1日から昭和61年1月4日に訂正し、昭和60年11月及び同年12月の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

昭和60年11月1日から昭和61年1月4日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和60年11月1日から昭和61年1月4日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年11月1日から昭和61年1月4日まで

年金記録によると、私は昭和58年3月7日にA社に入社し、その後、昭和61年1月4日に関連会社であるB社に転籍したと記録されているが、転籍直前の請求期間について、厚生年金保険の記録がない。請求期間もA社に継続して勤務していたので、記録を調査してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険の加入記録並びに複数の同僚の回答及び陳述等により、請求者は請求期間においてA社に継続して勤務(昭和61年1月4日にA社からB社に異動)し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、請求者のA社における昭和60年10月の厚生年金保険の記録から22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の元事業主は既に亡くなっていることから、昭和60年11月1日から昭和61年1月4日までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について回答が得られないが、請求者のA社に係る厚生年金保険の記録における資格喪失年月日が雇用保険の記録における離職年月日の翌日である昭和60年11月1日となっており、社会保険事務所(当時)及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いこと

から、事業主から同日を資格喪失年月日として健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和 60 年 11 月 1 日から昭和 61 年 1 月 4 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。